

議案第 1 7 6 号

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年川崎市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 使用料又は利用料金の表中

「

非紹介患者初診 加算料（健康保 険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号） 第 6 3 条第 2 項 第 5 号又は高齢 者の医療の確保	川崎病院及び多	医師による初診について は 7, 0 0 0 円、歯科医 師による初診については 5, 0 0 0 円	
--	---------	--	--

<p>に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第2項第5号に規定する選定療養（川崎病院及び多摩病院においては、健康</p>	<p>摩病院</p>		
<p>保険法第70条第3項に規定する措置に係るものに限る。以下「選定療養」という。）のうち初診を受ける者（徴収しないことについて正当な理由があると管理者が認めた者を除く。）の当該初診に係る加算料をいう。）</p>	<p>井田病院</p>	<p>2,000円</p>	

「

<p>非紹介患者初診加算料（健康保険法（大正11年法律第70号）第70条第3項に規定する措置に係る同法第63条第2項第5号又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第2項第5号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）のうち初診を受ける者（徴収しないことについて正当な理由があると管理者が認めた者を除く。）の当該初診に係る加算料をいう。）</p>	<p>医師による初診については7,000円、歯科医師による初診については5,000円</p>	
--	--	--

」

に改め、「井田病院を除く。」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

井田病院に係る非紹介患者初診加算料を改定し、及び再診患者加算料を新設するため、この条例を制定するものである。